

安全衛生委員会だより 2019年9月号

9月の月間目標

建設機械・電動工具災害防止

9月30日は「クレーン日」

2019年度スローガン：基本に忠実 点検確実 操作は着実 クレーン安全

「クレーンの日」は昭和55年に設定されて以来、本年で第40回目になり、クレーン等による労働災害・事故防止を図るためには、クレーン等所有事業者はクレーン等の性能検査を受検し、定期自主検査及び点検・整備を確実に実施し、機能・構造等の要件を常に良好な状態に保持することが大切です。また使用時についても、「玉掛け3・3・3運動」を実施し願います。建設業における電動工具の使用についても、「持込点検」→「許可」→「回転工具使用時の手袋禁止」、模様替工事における「工事用仮設電源」の適正使用等、基本ルールに沿った使用と管理をお願いします。

「玉掛け3・3・3運動」と「電動工具の適正使用♪」

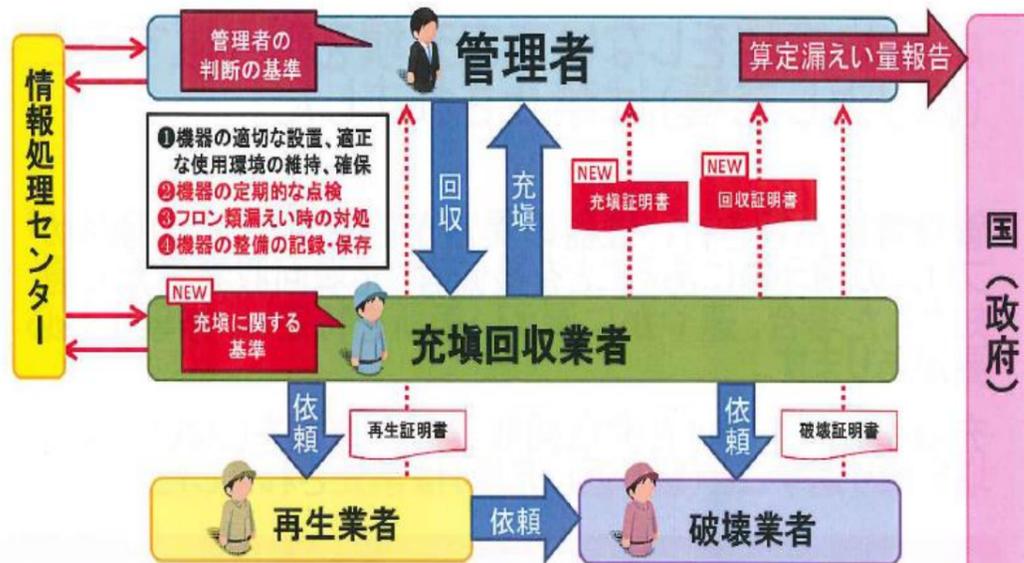
9月の年間行事

秋の全国交通安全運動 (9/21~9/30)

品質管理情報

フロンガス充填・回収業者に求められること

機器の整備時にフロンガスの充填・回収を行なった場合、管理者に対し第1種フロン類充填回収業者による充填・回収証明書の発行が義務付けられています。充填回収業者の登録を受けずに充填を行なった場合、改正法第103条により3年以下の懲役若しくは50万以下の罰金に処されます。



安全衛生委員会より

秋の全国交通安全運動

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

依然として高齢者の交通事故被害が目立つだけでなく、今年は未就学児童の悲惨な交通事故発生し、社会問題となりました。また、高齢ドライバーによる重大事故も多発しています。

交通安全運動では、多発する高齢者事故防止と秋口における日没時間の急激な早まりなどを考慮し、次の5つの全国重点を定めています。

【全国重点】

1. 子供と高齢者の安全な通行の確保
2. 高齢運転者の交通事故防止
3. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
5. 飲酒運転の根絶

交通KYを確実に実施して
全国重点事項を守りましょう!!



東北支店

2019年度 7月における長時間労働の実態は次のとおりです【管理職含】

- ・60時間超(単月) 7月:0名、6月:0名、5月:0名、4月:0名、60時間超が5カ月連続:0名
- ・休日4日以上 7月:5名、6月:5名、5月:5名、4月:3名、

時間外集計	100時間超			70時間超~ 100時間未満			3ヶ月連続 70時間超の者
	7月	6月	5月	7月	6月	5月	7月
総務部門	0	0	0	0	0	0	0
営業部門	0	0	0	0	0	0	0
ES部門	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

・10月1日(火)~10月7日(月) (準備期間 9月1日~9月30日)「全国労働衛生週間」が実施されます、今年のスローガンは「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」となっており、スローガンの趣旨は、健康であることは、働く上での基本であり、職場で一丸となって健康確保対策を進めることで、誰もが安心して健康に働ける職場を築いていくことを表しています。皆さんも時間外・休日出勤の削減、有給休日・リフレッシュ休暇の取得促進により仕事と生活の調和を図りワーク・ライフ・バランスの推進を図って下さい。

安全管理部・品質管理部

※ お問い合わせ・ご意見はメールでも結構です。

安全品質管理部 島貫